

福岡市骨髄等移植ドナー助成金交付事業のご案内

骨髄又は末梢血管細胞（以下、骨髄等という）の移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、骨髄ドナーが骨髄等の提供により休業した場合の経済的負担軽減を目的とした助成金を交付します。

対象者

公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する「骨髄バンク事業」により、骨髄等の提供を完了した人で、次の1から5のすべてに該当する人

1. 骨髄等の提供を完了した日に、市内に住所を有する人
2. 事業所等に勤務する人または自営業に従事する人
3. 他の法令等により骨髄等の提供に係る同種同類の助成金等の交付を受けていない人
4. 市税等を滞納していない人
5. 暴力団関係者ではない人

助成内容

骨髄等の提供に際して、次の1から3に該当する日数について**1日あたり2万円**の助成金を交付します。（上限10日間・20万円）

1. 健康診断又は自己血採血のための通院、入院
2. 骨髄等の採取のための入院
3. その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談

※事業所等が定める休日、ドナー休暇制度（骨髄ドナーとして必要な通院又は入院のため、有給で休暇を取得できる制度）を利用して取得した休暇の日は助成の対象とはなりません。

※骨髄等の提供により生じた健康被害のための通院、入院もしくは面談は除きます。

申請方法

申請書（①）に下記の書類（②～⑥）を添えて、下記の申請先に郵送又は持参により申請してください。

- ①福岡市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- ③骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談した日を証する書類
- ④骨髄ドナーに係る有給休暇等取得証明書（様式第2号）
- ⑤振込先口座が確認できる書類
- ⑥市税を滞納していないことを証明する書類

※ 市税に係る徴収金に滞納がないことの税務担当課への照会に同意されない場合

申請期限

骨髄等の提供が完了した日（提供に係る入院をして退院した日）から**1年以内**

助成金の詳細や申請書の様式は福岡市ホームページをご覧ください



福岡市 骨髄ドナー助成



問い合わせ・申請先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号（市役所12階）

福岡市保健医療局保健所健康危機管理部健康危機管理課感染症政策係

TEL:092-711-4270 FAX:092-733-5535

人生100年時代を豊かに暮らすための健康・暮らし情報やイベントのお知らせをLINEで配信中！ 「友だち追加」はこちら▶

福岡市LINE公式アカウント「受信情報」から「健康・暮らし等」を選択



福岡100
何歳でも
チャレンジできる
未来のまちへ